

令和 7 年度

川西市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

川 西 市 監 査 委 員

令和 8 年 9 月 3 日

川西市長 越 田 謙治郎 様

川西市監査委員 石 田 有 司

川西市監査委員 向 山 愛 子

川西市監査委員 吉 岡 健 次

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）
第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された令和 7 年
度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎
となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおりその意
見を提出します。

目 次

第 1	審査の基準	1
第 2	審査の種類	1
第 3	審査の対象	1
第 4	審査の着眼点及び主な実施内容	1
第 5	審査の実施場所及び日程	1
第 6	審査の結果	1
I	健全化判断比率及び資金不足比率の概要	3
1	健全化判断比率及び資金不足比率の算定概要	3
2	健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計	4
3	財政規模（健全化判断比率の分母）	5
II	健全化判断比率の状況	6
1	実質赤字比率	6
2	連結実質赤字比率	7
3	実質公債費比率（3 か年平均）	9
4	将来負担比率	12
III	資金不足比率の状況	15
1	資金不足比率（公営企業会計ごとに算定）	15
参考資料		
	阪神 7 市における比率の推移について	17

表示の方法

- 文中の金額は、原則として万円単位で表示し、表示単位未満は切り捨てた。
- 表中の金額は、原則として千円単位で表示し、表示単位未満は四捨五入した。したがって、合計とその内訳、差引が一致しない場合がある。
- 文中・表中及びグラフ中の比率は、原則として表示単位未満を四捨五入した。したがって、合計とその内訳、差引が一致しない場合がある。
なお、健全化判断比率及び資金不足比率については、国の算定基準に基づき表示単位未満を切り捨てている。
- 文中・表中で用いるポイント(P)は、パーセント又は指数の差引数値である。

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第 1 審査の基準

川西市監査基準に準拠して実施した。

第 2 審査の種類

健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項）

第 3 審査の対象

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査

第 4 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査に当たっては、各財政指標が法令等に規定する方法に基づいて適正に算定されているか、また、財政指標の算定基礎となる書類等が適正に作成されているかどうかを主眼として、関係諸帳簿及び証ひょう書類の抽出照査、関係職員からの説明の聴取等を行った。

第 5 審査の実施場所及び日程

場所：監査委員室、監査委員事務局及び監査対象部局

日程：令和 8 年 7 月 8 日から同年 8 月 19 日まで

第 6 審査の結果

上記第 1 から第 5 までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、審査に付された次頁の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して作成されており、その算定はおおむね適正であるものと認めた。

健全化判断比率・資金不足比率 年度比較表

(単位: %・P)

比率の名称	5年度	6年度(b)	7年度(a)	増減 (a)-(b)	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率						
実質赤字比率 ※1	—	—	—	—	※2 11.61	20.00
連結実質赤字比率 ※1	—	—	—	—	※2 16.61	30.00
実質公債費比率	7.9	7.9	7.4	△ 0.5	25.0	35.0
将来負担比率	73.4	71.6	71.0	△ 0.6	350.0	
資金不足比率 ※1					経営健全化基準	
水道事業会計	—	—	—	—	20.0	
下水道事業会計	—	—	—	—		
病院事業会計	—	—	—	—		

※1 比率が算定されない場合は、「—」で表示している。

※2 財政規模に応じて毎年度算定が必要なため、7年度の基準を記載している。

1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率では、実質赤字額は生じていない。
- (2) 実質公債費比率は7.4%で、早期健全化基準（25.0%）を下回っている。
- (3) 将来負担比率は71.0%で、早期健全化基準（350.0%）を下回っている。

2 資金不足比率

水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計では、資金不足額は生じていない。

I 健全化判断比率及び資金不足比率の概要

1 健全化判断比率及び資金不足比率の算定概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率（同法第2条：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率（同法第22条）の算定概要は、次表のとおりである。

健全化判断比率及び資金不足比率の算定概要

比率の名称	比率の計算式	早期健全化基準
		財政再生基準
健全化判断比率		
実質赤字比率	一般会計等の実質赤字額	財政規模に応じ 11.25～15% (7年度本市11.61%)
	標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)	20%
連結実質赤字比率	連結実質赤字額	財政規模に応じ 16.25～20% (7年度本市16.61%)
	標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)	30%
実質公債費比率 (3か年平均)	(地方債の元利償還金＋準元利償還金)－ (特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額)	25%
	標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む) －(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	35%
将来負担比率	将来負担額－(充当可能基金額＋特定財源見込額＋ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)	350%
	標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む) －(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	－
資金不足比率 (各公営企業会計 ごとに算定)	資金の不足額	(経営健全化基準) 20%
	事業規模	－

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準あるいは財政再生基準以上の場合には、財政健全化計画あるいは財政再生計画を定めなければならない（将来負担比率のみ財政再生基準は設けられていない）。

また、地方公共団体が経営する公営企業についても、各公営企業会計ごとの資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

2 健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計

本市における健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計は、次表のとおりである。

健全化判断比率等の対象会計

法令等の区分		本市の該当会計	
一般会計等	一般会計	一般会計	
	一般会計等に属する特別会計	用地先行取得事業特別会計	
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計	
		後期高齢者医療事業特別会計	
		介護保険事業特別会計	
	公営企業会計	水道事業会計	
下水道事業会計			
病院事業会計			
一部事務組合・広域連合		猪名川上流広域ごみ処理施設組合	
		兵庫県後期高齢者医療広域連合	
		兵庫県市町村職員退職手当組合	
地方公社・第三セクター等		川西市土地開発公社	
		一般財団法人川西市まちづくり公社	
		公益財団法人阪神北広域救急医療財団	
		川西都市開発株式会社	
		社会福祉法人阪神福祉事業団	

実質赤字比率

連結実質赤字比率

実質公債費比率

将来負担比率

資金不足比率

※資金不足比率は公営企業会計ごとに算定

※資金不足比率は公営企業会計ごとに算定

※ 令和8年3月末現在

3 財政規模（健全化判断比率の分母）

健全化判断比率では、各地方公共団体の財政規模を比較する数値として標準財政規模〔地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の3第4項第1号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額（臨時財政対策債発行可能額を含む）〕が採用されており、各比率の分母（実質公債費比率及び将来負担比率は、この額からそれぞれ元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額）となっている。

標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）の年度別推移は、次表のとおりである。

標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）の年度別推移

（単位：千円、％）

区 分	5年度	6年度(b)	7年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
(1) 標準財政規模	32,779,066	34,093,339	35,057,270	963,931	2.8
標準税収入額等	22,731,453	23,395,529	23,893,455	497,926	2.1
普通交付税	10,047,613	10,697,810	11,163,815	466,005	4.4
(2) 臨時財政対策債発行可能額	337,627	153,133	0	△ 153,133	皆減
合 計	33,116,693	34,246,472	35,057,270	810,798	2.4

当年度の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）は350億5,727万円で、前年度に比べ8億1,079万円（2.4％）増加している。

これは、臨時財政対策債発行可能額で1億5,313万円皆減したものの、標準税収入額等で4億9,792万円、普通交付税で4億6,600万円それぞれ増加したためである。

(1) 標準財政規模

標準財政規模は、その地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標である。地方公共団体の財政規模を比較するに当たっては、国庫補助金や地方債等の特定財源が含まれており単純に比較することが難しいため、これらの特定財源を控除し、地方税や普通交付税などの通常経常的に収入されるであろう一般財源の額で比較することが適当であるとして地方公共団体の財政の健全化に関する法律において採用されている。

(2) 臨時財政対策債発行可能額

臨時財政対策債は、地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債で、地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す基準財政需要額を基本に発行可能額が算定される。地方交付税として算定されるべき額の一部が、臨時財政対策債の発行に振り替えられているもので、その元利償還金について後年度に交付税措置されるとされている。

Ⅱ 健全化判断比率の状況

1 実質赤字比率

(1) 実質赤字比率の概要

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）に対する比率であり、令和7年度本市の場合、早期健全化基準は11.61%、財政再生基準は20%である。なお、本市における一般会計等の対象会計は、一般会計、用地先行取得事業特別会計である。

【計算式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \\ \text{(臨時財政対策債発行可能額を含む)}$$

※ 実質赤字額 = 繰上充用額 + (支払繰延額+事業繰越額)

(2) 実質赤字比率の状況

実質赤字比率の年度別推移は、次表のとおりである。

実質赤字比率の年度別推移

(単位:千円・%)

区 分	5年度	6年度(b)	7年度(a)	増 減(a)-(b)	増減率
一般会計等の実質収支額 (△実質赤字額) (A)	315,097	370,897	428,106	57,209	15.4
標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む) (B)	33,116,693	34,246,472	35,057,270	810,798	2.4
実質赤字比率 (A)/(B)	—	—	—	—	—
参考 (黒字比率) (※1)	(0.95%)	(1.08%)	(1.22%)	(0.14ポイント)	—

※1 実質赤字額がない場合、実質赤字比率は「—」で表示している。

当年度の一般会計等では実質赤字額が生じておらず、比率は算定されていない。

実質収支額は4億2,810万円の黒字であり、前年度に比べ5,720万円（15.4%）増加している。なお、黒字比率としては1.22%となり、前年度に比べ0.14ポイント上昇している。

7年度決算における各会計別の実質収支額の状況は、次表のとおりである。

一般会計等の実質収支額の状況(令和7年度決算)

(単位:千円)

会 計	歳入総額 (a)	歳出総額 (b)	差引額 (c)=(a)-(b)	翌年度へ繰り 越すべき財源(d) ※1	実質収支額 (c)-(d)
一 般 会 計	68,252,579	67,426,993	825,586	135,043	690,543
用地先行取得事業特別会計	647,826	910,263	△ 262,437	0	△ 262,437
合 計	68,900,405	68,337,256	563,149	135,043	428,106

※ この表中の金額は、財政課が作成した健全化判断比率の算定基礎資料を転記している。

※ 会計間の重複額を控除した純計額で表示している。

※1 翌年度へ繰り越すべき財源 = ①継続費+②繰越明許費+③事故繰越額+④事業繰越額+⑤支払繰延額
－ ①～⑤に係る未収入特定財源

2 連結実質赤字比率

(1) 連結実質赤字比率の概要

連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率であり、この比率は、地方公共団体が設けている各会計を網羅するフロー指標である。令和7年度本市の場合、早期健全化基準は16.61%（各団体の財政規模に応じて毎年度算定）、財政再生基準30%である。本市における対象会計は、一般会計、特別会計（4会計）及び公営企業会計（3会計）である。

なお、公営企業会計では、一般会計等という実質赤字額の類似概念として資金不足額を採用しており、この資金不足額は、地方公営企業法適用企業の場合、基本的に流動負債の額が流動資産の額を超える場合において、その超える額と定義される。

【計算式】

連結実質赤字比率

=

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \\ \text{(臨時財政対策債発行可能額を含む)}$$

(2) 連結実質赤字比率の状況

全会計の実質赤字額（資金不足額）を合計した連結実質赤字比率の年度別推移は、次表のとおりである。

連結実質赤字比率の年度別推移

(単位:千円・%)

区 分	5年度	6年度(b)	7年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
一般会計等(実質収支額) (A)	315,097	370,897	428,106	57,209	15.4
一般会計	315,097	370,897	428,106	57,209	15.4
用地先行取得事業特別会計	0	0	0	0	—
ア 一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の会計(実質収支額) (B)	273,123	467,944	447,484	△ 20,460	△ 4.4
国民健康保険事業特別会計	92,877	91,931	46,533	△ 45,398	△ 49.4
後期高齢者医療事業特別会計	104,058	131,775	125,076	△ 6,699	△ 5.1
介護保険事業特別会計	76,188	244,238	275,875	31,637	13.0
イ 公営企業会計(資金剰余額・△資金不足額) (C)	7,564,484	8,220,754	7,872,156	△ 348,598	△ 4.2
法適用 水道事業会計	4,938,170	4,935,907	4,736,601	△ 199,306	△ 4.0
" 下水道事業会計	2,540,100	2,795,071	3,054,838	259,767	9.3
" 病院事業会計	86,214	489,776	80,717	△ 409,059	△ 83.5
合 計 (A)+(B)+(C)=(D)	8,152,704	9,059,595	8,747,746	△ 311,849	△ 3.4
標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む) (E)	33,116,693	34,246,472	35,057,270	810,798	2.4
連結実質赤字比率 (D)÷(E) 参考(黒字比率)(※)	— (24.61%)	— (26.45%)	— (24.95%)	△ 1.50ポイント	

※ 連結実質赤字額がない場合、連結実質赤字比率は「—」で表示している。

※ この表中の金額は、財政課が作成した健全化判断比率の算定基礎資料を転記している。

当年度の本市全会計における実質収支額及び資金剰余額（又は資金不足額）の合計額は、87 億 4,774 万円の黒字となり、連結実質赤字額は生じていない。連結実質黒字額は、前年度に比べ 3 億 1,184 万円（3.4%）減少しているが、これは主に、公営企業会計の下水道事業で 2 億 5,976 万円増加したものの、病院事業で 4 億 905 万円、水道事業で 1 億 9,930 万円それぞれ減少（公営企業会計における資金剰余額・資金不足額の詳細は、15 頁「資金不足比率」参照）したためである。この結果、黒字比率としては 24.95% となり、前年度に比べ 1.50 ポイント低下している。

なお、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業及び介護保険事業の特別会計については、制度的に翌年度に精算行為が行われるが、実質収支額はそれらの精算行為を加味せず、あくまでも当該年度末における収支の状況を算定しているものである。

実質赤字比率で算定した一般会計、用地先行取得事業特別会計以外の 7 年度決算における各特別会計別の実質収支額は、次表のとおりである。

特別会計(一般会計等以外)の実質収支額(令和7年度決算)

(単位:千円)

会 計	歳入総額 (a)	歳出総額 (b)	差引額 (c)=(a)-(b)	翌年度へ繰り 越すべき財源 (d)	実質収支額 (c)-(d)
国民健康保険事業	14,039,801	13,993,268	46,533	0	46,533
後期高齢者医療事業	4,255,493	4,130,417	125,076	0	125,076
介護保険事業	17,243,390	16,967,429	275,961	86	275,875
合 計	35,538,684	35,091,114	447,570	86	447,484

※ この表中の金額は、財政課が作成した健全化判断比率の算定基礎資料を転記している。

3 実質公債費比率（3 か年平均）

(1) 実質公債費比率の概要

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、早期健全化基準は 25%、財政再生基準は 35%である。

また、この比率は、地方財政法上、地方債協議・許可制度において許可を要する団体への移行基準として用いられており、18%以上になると地方債許可団体に移行することとなる。

【計算式】

$$\begin{array}{l}
 \text{実質公債費比率} \\
 \text{(3か年平均)} = \frac{
 \begin{array}{c}
 \text{(A)} \\
 \text{地方債の元利償還金} \\
 \text{(繰上償還額等を除く)} \\
 \hline
 \text{(B)} \\
 \text{準元利償還金} \\
 \text{(※1)}
 \end{array}
 + \left[\begin{array}{c} \text{(C)} \\ \text{特定財源} \\ \text{(※2)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{(D)} \\ \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準} \\ \text{財政需要額算入額} \\ \text{(※3)} \end{array} \right]
 }{
 \begin{array}{c}
 \text{(E)} \\
 \text{標準財政規模} \\
 \text{(臨時財政対策債発行可能額を含む)} \\
 \hline
 \text{(※4)}
 \end{array}
 - \begin{array}{c} \text{(D)} \\ \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準} \\ \text{財政需要額算入額} \\ \text{(※3)} \end{array}
 }
 \end{array}$$

※1 （B）準元利償還金〔ア～オまでの合計額〕

ア 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合における 1 年当たりの元金償還金相当額及び減債基金積立不足額を考慮して算定した額

イ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ウ 一部事務組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

オ 一時借入金の利子

※2 （C）特定財源

国や都道府県等からの利子補給、貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金、公営住宅使用料、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税、その他

※3 （D）元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費、災害復旧費等に係る基準財政需要額、密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金

※4 （E）標準財政規模 5 ページ参照

(2) 実質公債費比率の状況

実質公債費比率（3 か年平均）の年度別推移は、次表のとおりである。

実質公債費比率の年度別推移

(単位: %・P)				
比 率	5年度	6年度(b)	7年度(a)	増減 (a)-(b)
実質公債費比率（3か年平均）	7.9	7.9	7.4	△ 0.5

【7 年度決算の状況（5 年度～7 年度までの 3 か年平均）】

	(A) 元利償還金 (繰上償還額等 を除く)	(B) 準元利償還金	(C) 特定財源	(D) 元利償還金・準元 利償還金に係る 基準財政需要額 算入額	
	(	+	) - (	+	
5年度	6,170,714	2,263,497	1,990,063	3,935,190	2,508,958
6年度	5,955,280	2,242,450	2,023,437	3,982,804	2,191,489
7年度	5,966,109	2,219,314	2,135,811	4,047,656	2,001,956
7平均	6,030,701.0	2,241,753.7	2,049,770.3	3,988,550.0	2,234,134
6平均	6,076,430	2,281,517	2,014,110	4,017,033	2,326,804
増減 (7平均-6平均)	△ 45,729	△ 39,763	35,660	△ 28,483	△ 92,670
増減率	△ 0.8%	△ 1.7%	1.8%	△ 0.7%	△ 4.0%
増減 (7-6)	10,829	△ 23,136	112,374	64,852	△ 189,533
増減率	0.2%	△ 1.0%	5.6%	1.6%	△ 8.6%

	(E) 標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)	(D) 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	
5年度	33,116,693	3,935,190	29,181,503
6年度	34,246,472	3,982,804	30,263,668
7年度	35,057,270	4,047,656	31,009,614
7平均	34,140,145	3,988,550	30,151,595
6平均	33,342,890	4,017,033	29,325,857
増減 (7平均-6平均)	797,255	△ 28,483	825,738
増減率	2.4%	△ 0.7%	2.8%
増減 (7-6)	810,798	64,852	745,946
増減率	2.4%	1.6%	2.5%

実質公債費 比率 (3か年平均)	7.4%
5年度	8.59777
6年度	7.24132
7年度	6.45592
7平均	7.4 %
6平均	7.9 %
増減 (7平均-6平均)	△ 0.5 P
増減 (7-6)	△ 0.7 P

当年度の実質公債費比率（3 か年平均）は7.4%（早期健全化基準25%）で、前年度算定に比べ0.5ポイント低下（改善）している。これは主に、令和6年度3 か年平均では、7年度単年度比率（6.4%）（小数点第2位以下切捨て）より高かった4年度単年度比率（7.9%）が含まれていたが、7年度3 か年平均では、4年度単年度比率が算定から除外されたため、前年度算定に比べ、改善したためである。

7年度単年度比率は6.4%で、前年度に比べ0.7ポイント低下（改善）している理由は、分母において、標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）が8億1,079万円（2.4%）増加したこと等により、分母全体の額が7億4,594万円（2.5%）増加したためである。また、分子において、都市計画税が2,834万円増加したこと等で、特定財源が1億1,237万円（5.6%）増加したことに加え、4年度の病院建設費用にかかる元金償還分が交付税措置され始めるなど、基準財政需要額に算入される元利償還金等が1億3,398万円増加したこと等により、元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額が6,485万円（1.6%）増加し、分子全体の実質的な公債費の額が1億8,953万円（8.6%）減少したためである。

なお、7年度3 か年平均が低下（改善）した理由は、主に、分母において、標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）の増加により、控除額を差し引いた分母全体の額が8億2,573万円（2.8%）増加したのに対して、分子において、元利償還金で4,572万円（0.8%）、準元利償還金で3,976万円（1.7%）それぞれ減少したことにより、分子全体の実質的な公債費の額が9,267万円（4.0%）減少したためである。

この比率（3 か年平均）については、市新時代創造プラン（※）において、13年度まで8.0%以下を維持すべきとしているが、阪神間各市と比較しても高い水準で推移していることから今後もその動きについて十分注視する必要がある。

※ このプランは、総合計画を着実に推進するため、6年度～13年度の財政収支を見直し、事業見直しによる財源確保を図るとともに、限られた資源を有効活用した行政サービスの質向上を目的として5年度に作成し、毎年度ローリング（見直し）を実施している。また、財政健全化条例に規定する財政運営計画を含むものとしている。

4 将来負担比率

(1) 将来負担比率の概要

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、早期健全化基準は350%である。

赤字比率・実質公債費比率は、フローベースの財政負担を表す指標であるが、この比率は残高（ストック）ベースでの財政負担を表す指標である。

【計算式】

	(A) 将来負担額 (※1)	—	(B) 充当可能財源等 (充当可能基金額＋特定財源見込額＋ 地方債現在高等に係る基準財政需要 額算入見込額) (※2)	
将来負担比率 = 				
	(C) 標準財政規模 (臨時財政対策債発行可 能額を含む) (※3)	—	(D) 元利償還金・準元利償還金に係る基 準財政需要額算入額 〔実質公債費比率(D)と同じ額〕 (※4)	

※1 (A) 将来負担額〔ア～キまでの合計額〕

- ア 当年度末における一般会計等に係る地方債の現在高
- イ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額
- エ 組合等が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額
- オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額
- カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額
- キ 組合等の連結実質赤字額相当額に係る一般会計等負担見込額

※2 (B) 充当可能財源等〔ア～ウまでの合計額〕

- ア 地方債の償還額等に充当可能な基金
- イ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入（地方債を財源とする貸付金の償還金、公営住宅の賃貸料等、都市計画税の収入額等）
- ウ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

※3 (C) 標準財政規模

5 ページ参照

※4 (D) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

9～10 ページ参照

(2) 将来負担比率の状況

将来負担比率の年度別推移は、次表のとおりである。

将来負担比率の年度別推移

(単位: %・P)

比 率	5年度	6年度(b)	7年度(a)	増減(a)-(b)
将来負担比率	73.4	71.6	71.0	△ 0.6

【令和7年度決算の状況】

(単位: 千円)

将来負担額 (A)	充当可能財源等 (B)	(A) - (B)	将来負担比率
97,477,384	75,439,947	22,037,437	
=			71.0 %
標準財政規模 (C) (臨時財政対策債発行可能額を含む) (5ページ参照)	元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額(D) (9～10ページ参照)	(C) - (D)	
35,057,270	4,047,656	31,009,614	

【(A)将来負担額】

(単位: 千円)

年度	地方債の現在高	債務負担行為に基づく 支出予定額	公営企業債等繰入 見込額	組合負担等 見込額	退職手当負担 見込額	設立法人の負債 額等負担見込額	将来負担額 合計(A)
5年度	68,663,646	10,513,989	14,775,106	0	6,843,034	60,367	100,856,142
6年度	64,555,768	9,691,303	17,800,665	0	6,794,205	112,425	98,954,366
7年度	64,642,576	8,656,192	17,301,829	0	6,775,991	100,796	97,477,384
増減※	86,808	△ 1,035,111	△ 498,836	0	△ 18,214	△ 11,629	△ 1,476,982
増減率※	0.1%	△10.7%	△2.8%	—	△0.3%	△10.3%	△1.5%

【(B)充当可能財源等】

年度	充当可能基金	充当可能特定歳入	うち都市計画税	基準財政需要 額算入見込額	充当可能財源等 合計(B)
5年度	11,622,024	16,184,085	13,341,385	51,628,041	79,434,150
6年度	11,815,743	15,940,861	13,242,427	49,503,456	77,260,060
7年度	11,453,706	16,048,277	13,064,459	47,937,964	75,439,947
増減※	△ 362,037	107,416	△ 177,968	△ 1,565,492	△ 1,820,113
増減率※	△3.1%	0.7%	△1.3%	△3.2%	△2.4%

【(A)将来負担額 — (B)充当可能財源等】

年度	将来負担額 合計(A)	充当可能財源等 合計(B)	差引 (A)-(B)
5年度	100,856,142	79,434,150	21,421,992
6年度	98,954,366	77,260,060	21,694,306
7年度	97,477,384	75,439,947	22,037,437
増減※	△ 1,476,982	△ 1,820,113	343,131
増減率※	△1.5%	△2.4%	1.6%

※ 増減は「7年度－6年度」、増減率は「[(7年度－6年度)/6年度]×100」で算出している。

当年度の将来負担比率は71.0%（早期健全化基準350%）で、前年度に比べ0.6ポイント低下（改善）している。これは、分子では、将来負担額で14億7,698万円（1.5%）、充当可能財源等で18億2,011万円（2.4%）それぞれ減少し、分子全体（将来負担額－充当可能財源等）で3億4,313万円（1.6%）増加したが、分母では、標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）で8億1,079万円（2.4%）増加したことにより、控除額を差し引いた分母全体の額で7億4,594万円（2.5%）増加したためである。

この比率の計算式に示されている「（A）将来負担額」及び「（B）充当可能財源等」の概要は、次のとおりである。

(3) （A）将来負担額〔974億7,738万円〕

この比率の算定における「（A）将来負担額」は974億7,738万円で、前年度に比べ14億7,698万円（1.5%）減少している。これは主に、地方債の現在高で8,680万円（0.1%）増加したものの、債務負担行為に基づく支出予定額で10億3,511万円（10.7%）、公営企業債等繰入見込額で4億9,883万円（2.8%）それぞれ減少したためである。

地方債の現在高は646億4,257万円で、前年度に比べ、用地先行取得事業特別会計で1億1,034万円減少したものの、一般会計で1億9,715万円増加している。

(4) （B）充当可能財源等〔754億3,994万円〕

「（B）充当可能財源等」は754億3,994万円で、前年度に比べ18億2,011万円（2.4%）減少している。これは、充当可能特定歳入で1億741万円（0.7%）増加したものの、基準財政需要額繰入見込額で15億6,549万円（3.2%）、充当可能基金で3億6,203万円（3.1%）それぞれ減少したためである。

基準財政需要額繰入見込額は479億3,796万円で、主なものは、公債費339億2,805万円及び保健衛生費85億6,870万円である。

当年度の将来負担比率の分子について、将来負担額で市まちづくり公社事業運営資金に係る損失補償等で債務負担行為に基づく支出予定額が減少したものの、臨時財政対策債等の交付税算入率の高い地方債の償還が進んだことにより、将来負担額から控除すべき充当可能財源等が減少したため、分子全体の額は増加（悪化）している。

分母について、標準財政規模から控除すべき元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額繰入額は増加したものの、標準財政規模が増加したことにより、分母全体の額は増加（改善）している。

これらの要因により、将来負担比率は改善している。

Ⅲ 資金不足比率の状況

1 資金不足比率（公営企業会計ごとに算定）

(1) 資金不足比率の概要

資金不足比率は、各公営企業会計ごとに算定した資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準は20%である。この比率において使用する資金の不足額は、地方公営企業法適用企業においては、基本的に流動負債等が流動資産等を超える場合、その超える額としている。

【計算式】

$$\begin{aligned} \text{資金不足比率} &= \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \\ \text{資金の不足額} &= \left[\begin{array}{l} \text{流動負債の額} - \text{控除企業債等} - \text{控除未払金等} - \text{控除額} - \text{PFI建設事業費等} \\ + \text{算入地方債の現在高} \\ - \left[\text{流動資産の額} - \text{控除財源} - \text{控除額} \right] \end{array} \right] \quad (\text{一 解消可能資金不足額}) \\ \text{事業の規模} &= \text{営業収益の額} + \text{指定管理者の利用料金収入の額} - \text{受託工事収益の額} \end{aligned}$$

〔公営企業会計〕

資金剰余額・資金不足額（令和7年度決算）

（単位：千円）

会 計	流動資産等 （※1） （a）	流動負債等 （※2） （b）	算入地方債の 現在高 （※3） （c）	資金剰余額 （△資金不足額） （d）=（a）-（b）-（c）	解消可能 資金不足額 （※4） （e）	資金剰余額 （解消可能資金不足額を 加味した△資金不足額） （f）=（d）-（e）
水 道 事 業	5,004,087	267,486	0	4,736,601	0	4,736,601
下 水 道 事 業	3,483,943	429,105	0	3,054,838	0	3,054,838
病 院 事 業	244,848	164,131	0	80,717	0	80,717
合 計	8,732,878	860,722	0	7,872,156	0	7,872,156

事業の規模（令和7年度決算）

（単位：千円）

区 分	営業収益 （g）	指定管理者 利用料金収入 （h）	受託工事収益 （i）	事業の規模 （j）=（g）+（h）-（i）
水 道 事 業	2,839,632	0	0	2,839,632
下 水 道 事 業	2,303,801	0	48,923	2,254,878
病 院 事 業	167,914	12,623,114	0	12,791,028
合 計	5,311,347	12,623,114	48,923	17,885,538

資金不足比率
-
-
-

財政課が作成した健全化判断比率の算定基礎資料を用いて算定している。

※1 流動資産等

流動資産の額 - 控除財源 - 控除額

※2 流動負債等

流動負債の額 - 控除企業債等 - 控除未払金等 - 控除額 - PFI建設事業費等

※3 算入地方債の現在高

建設改良費・準建設改良費（地方債に関する省令第12条及び附則第8条に規定するもの）以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の当年度決算における残高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額

※4 解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

(2) 資金不足比率の状況

公営企業会計（水道、下水道及び病院事業会計で、いずれも地方公営企業法適用企業）における資金不足比率の年度別推移は、次表のとおりである。

資金不足比率の年度別推移

（単位：千円）

区 分	会計名	5年度	6年度(B)	7年度(A)	増減(A)-(B)
資金不足比率(※) (資金不足額／事業の規模) 経営健全化基準20.0%	水 道 事 業	—	—	—	—
	下 水 道 事 業	—	—	—	—
	病 院 事 業	—	—	—	—
資金剰余額 (△資金不足額)	水 道 事 業	4,938,170	4,935,907	4,736,601	△ 199,306
	下 水 道 事 業	2,540,100	2,795,071	3,054,838	259,767
	病 院 事 業	86,214	489,776	80,717	△ 409,059
事業の規模	水 道 事 業	2,846,186	2,831,292	2,839,632	8,340
	下 水 道 事 業	2,246,572	2,247,961	2,254,878	6,917
	病 院 事 業	10,370,876	11,355,093	12,791,028	1,435,935

※ 資金不足額を正の値として算定し、資金剰余額が生じている場合「－」で表示している。

当年度においては、水道事業で47億3,660万円、下水道事業で30億5,483万円、病院事業で8,071万円の資金剰余額が生じており、いずれの会計においても資金不足比率（事業の規模に対する資金不足額の割合）は算定されていない。

なお、病院事業会計では指定管理者制度（利用料金制）を導入しているため、事業の規模（分母）には、国が定める算定方法の特例により、指定管理者利用料金収入の額を加えることとなっている。

資金剰余額の対前年度比較を見ると、水道事業会計で1億9,930万円（4.0%）減少、下水道事業会計で2億5,976万円（9.3%）増加、病院事業会計で4億905万円（83.5%）減少となっている。病院事業会計で資金剰余額が減少している主な要因は、前年度の流動資産に計上していた市立川西病院解体工事前払金4億3,168万円を、解体工事の完了に伴う予算執行により取り崩したことにより、流動資産が減少したことによるものである。

いずれの会計も資金剰余額が生じている状況ではあるが、各会計においては今後も健全な経営に努め、財政基盤の強化を図ることが望まれる。

参考資料

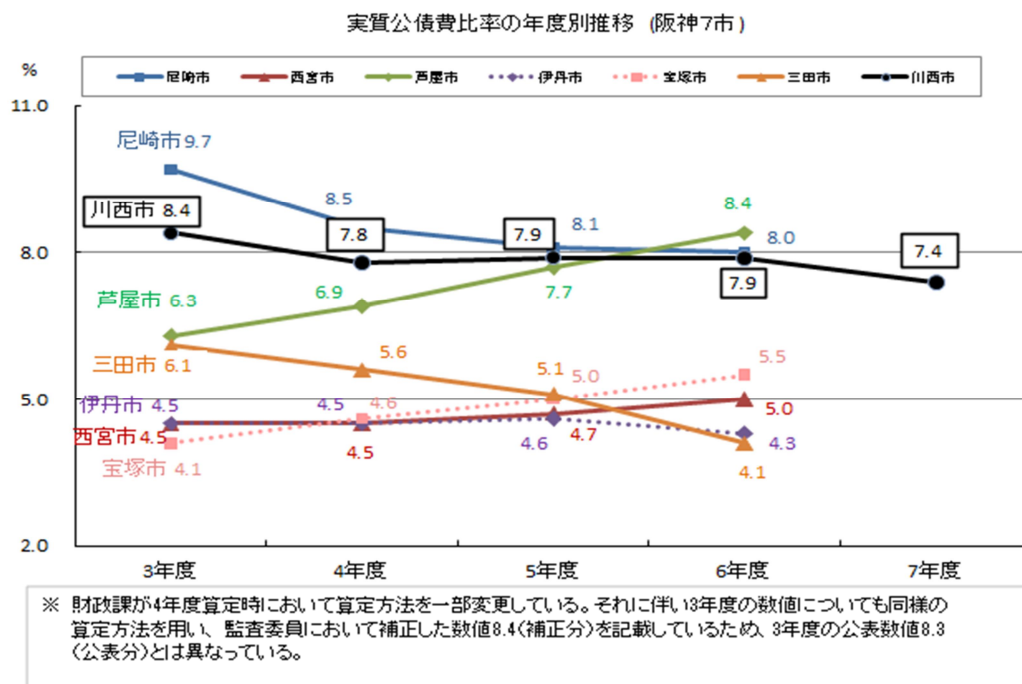
阪神7市における比率の推移について

阪神7市における実質公債費比率及び将来負担比率〔令和3～6年度(川西市のみ7年度まで)〕の推移は、次のとおりである。

※ 総務省の「地方財政状況調査資料」等により作成

阪神7市：尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市、川西市

(1) 実質公債費比率



(2) 将来負担比率

